

(2) 別表(1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

鬼北町では、平成30年7月豪雨によって河川の氾濫等による大規模な洪水被害を受け、泉地区、三島地区、愛治地区を中心に床上浸水13軒、床下浸水89軒、半壊13軒等の住宅被害が発生した。また、河川災害63箇所、道路・林道被害50件、農地・農地用設備被害315件が発生して、昭和62年の梅雨前線に伴う豪雨被害以来の大規模な被害に見舞われた。

今後の災害リスクとしては、この規模の洪水被害を想定している。

(土砂災害)

当町の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。愛媛県の資料によると、土石流危険渓流は312箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は201箇所、地すべり危険箇所は10箇所あり、平成30年7月豪雨では町内で8件の土砂災害が発生し、今後も被害の発生が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域における、今後30年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は70%～80%と予想され、愛媛県の想定では、最大震度7、建物被害2,950棟(全壊)、死者176人と想定されている。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当町は愛媛県の西南部に位置し、南は松野町、西は宇和島市、北は西予市、東は高知県梶原町、四万十町に接し、内陸部鬼北盆地の中央にあって東経132度41分の位置にある。面積は241.87k㎡で、地目別では森林84.8%、農地7.3%、宅地1.3%、その他6.6%となっている。

そして、1,000m級の山地に囲まれた典型的な中山間地域であり、町中央部を貫流する広見川は四万十川の最大級の支流で、その他に三間川、奈良川等多くの河川が点在している。

気候は、太平洋側の気候帯に属し、夏は高温多湿で雨量が多く、内陸的な気候の特徴がみられ、冬は強い季節風と寒気に見まわれる。また、地形と河川の関係から、しばしば濃霧が発生する。年平均気温は16度、年間降雨量は2,000mm前後で、初霜は11月中旬、終霜は4月中旬まであり、緯度標高の割には盆地地形のため大雪の年には約40cm～100cmの積雪をみることがあるが、市街地の積雪も2～3日で溶けるところから概ね温暖な多雨地帯といえる。

また、当町は台風の常襲地帯で台風による災害、又は梅雨、秋雨前線等での大雨による災害の記録が多数ある。

- ・ 鬼北町地域防災計画(本編)  
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/uploaded/attachment/3668.pdf>
- ・ 鬼北町地域防災計画(資料編)  
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/uploaded/attachment/6976.pdf>
- ・ 鬼北町防災マップ(全域版)  
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/uploaded/attachment/4349.pdf>
- ・ 鬼北町水害リスクマップ(愛媛県HP)  
(旧広見町) <https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/documents/64.pdf>  
(旧日吉村) <https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/documents/65.pdf>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 453 人
- ・小規模事業者数 342 人

【内訳：平成 30 年度商工会実態調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	107	81	
	製造業	42	28	
	卸・小売業	124	84	
	サービス業等	180	149	
	合計	453	342	

(3) これまでの取組

1) 鬼北町の取組

- ・「鬼北町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年 2 回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に（食料、飲料水、懐中電灯、発電機、ガスコンロ、毛布、簡易トイレ、ゴミ袋等）を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に（スコップ、懐中電灯等）を備蓄している。
- ・鬼北町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、B C P 策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易（A 3 版 1 枚程度）な事業者 B C P 策定 15 社
  - ▼事業継続力強化計画認定 5 社
  - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 50 社
- 《対象共済・保険制度》
  - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や鬼北町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会与鬼北町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「鬼北町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・鬼北町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、鬼北町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会与当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
**【豪雨における例】** 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

【例：被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

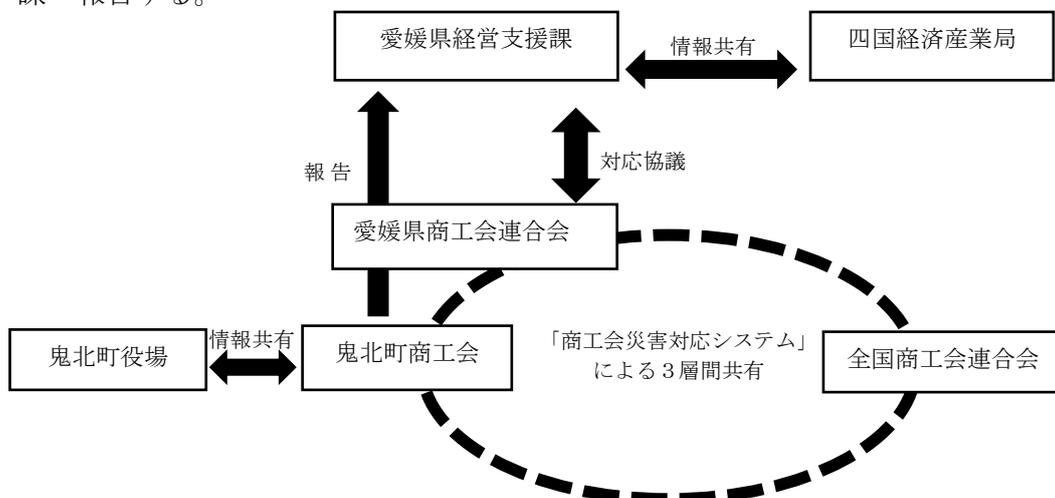
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会与当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会与当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会与当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

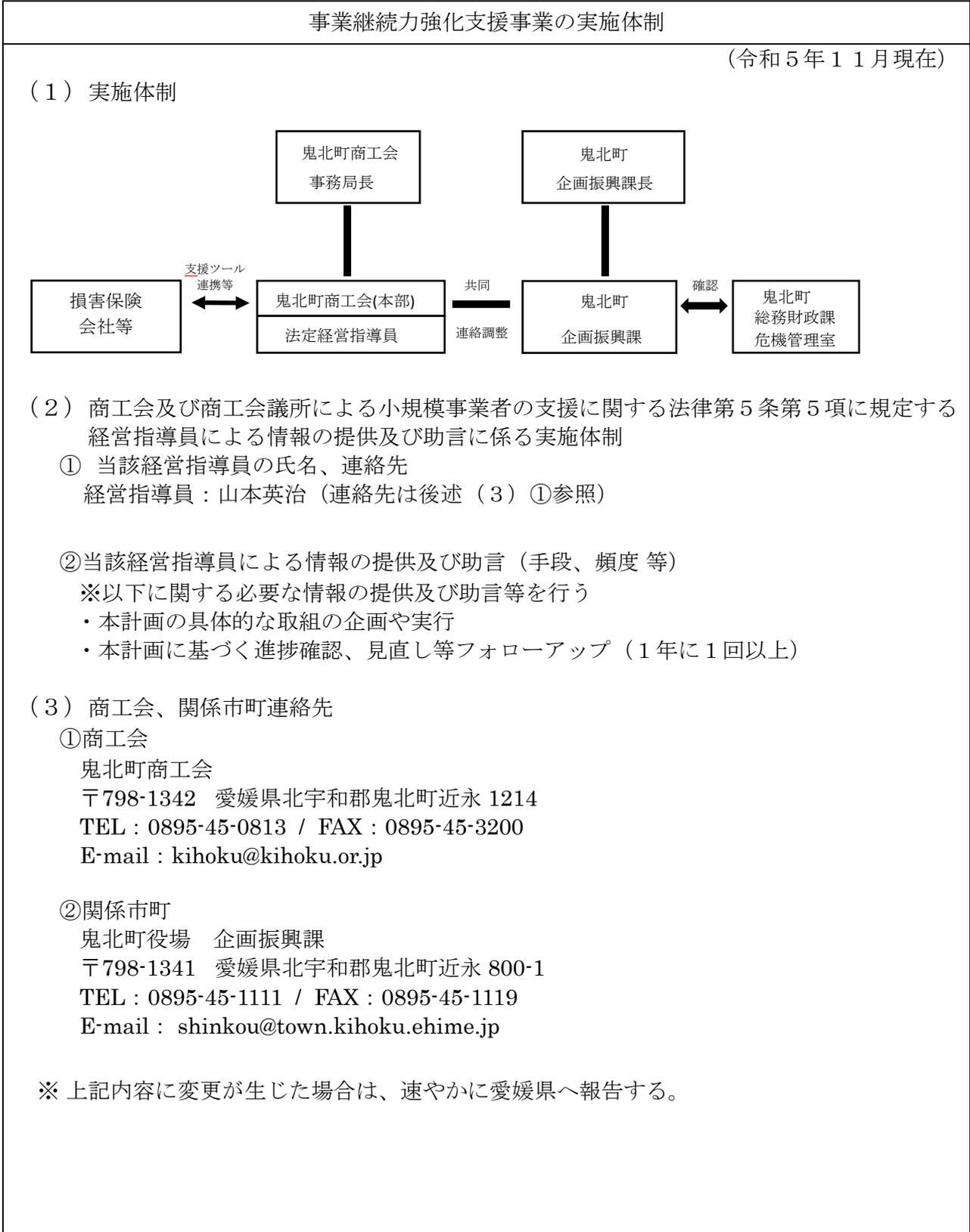
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鬼北町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。